

水産業協同組合法施行細則  
昭和47年11月7日規則第114号

- 改正 昭和54年8月30日規則第61号  
昭和59年2月6日規則第4号  
昭和63年8月31日規則第99号  
平成5年8月27日規則第63号  
平成6年4月12日規則第60号  
平成10年5月1日規則第86号  
平成12年2月18日規則第10号  
平成12年9月29日規則第269号  
平成15年3月25日規則第30号  
平成18年9月26日規則第121号  
平成21年9月15日規則第77号  
平成22年3月24日規則第17号（北海道規則の整備に関する規則）  
平成22年3月31日規則第45号（機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則）  
平成30年12月7日規則第74号  
令和2年8月14日規則第80号（漁業生産組合の届出に関する規則）  
令和3年3月19日規則第16号（押印欄の廃止に関する規則）

（趣旨）

第1条 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）の施行については、他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「組合」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業協同組合連合会
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 水産加工業協同組合連合会
- (6) 共済水産業協同組合連合会

（総合振興局長等への委任）

第3条 法、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下「省令」という。）及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）に規定する知事の権限（共済水産業協同組合連合会に係るものを除く。）は、組合（2以上の総合振興局又は振興局の所管区域（市の区域を含む。以下この項において同じ。）を地区とする業種別組合及び前条第2号から第5号までに掲げる組合を除く。）の主たる事務所の所在地を所管区域とする総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に委任する。ただし、法第122条から第124条の3までに規定する事項については、知事が自らその権限を行うことを妨げない。

2 総合振興局長等は、前項の規定により委任を受けた事務を処理したときは、その都度処理状況を知事に報告しなければならない。

第3条の2から第3条の4まで 削除

（資源管理規程の設定等の認可申請書）

第3条の5 法第11条の3第1項（法第92条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の設定又は変更の認可の申請をする場合は、別記第1号様式の4の申請書によらなければならない。

（信用事業規程の設定等の認可申請書等）

第3条の6 法第11条の5第1項又は第3項（これらの規定を法第92条第1項、第96

条第1項及び第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の設定又は変更若しくは廃止の認可の申請をする場合は、別記第1号様式の5の申請書によらなければならない。

2 法第11条の5第4項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の軽微な事項等に係る変更の届出をする場合は、別記第1号様式の6の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 信用事業規程の変更の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 変更部分に係る新旧対照表

(信用事業方法書の設定等の届出)

第3条の7 命令第5条第4項の規定により信用事業方法書の設定又は変更若しくは廃止の届出をする場合は、別記第1号様式の7の届出書に信用事業方法書(変更の場合にあっては、信用事業方法書の変更部分に係る新旧対照表)を添付しなければならない。

(地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度の認可申請書)

第3条の8 法第11条の7(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度についての認可の申請をする場合は、別記第1号様式の8の申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度の設定の理由書
- (2) 当該組合の貸付けの状況を記載した書面
- (3) 申請の原因となる貸付けが法第11条第9項の規定による貸付けであることを証する書面

(同一人に対する限度額を超える信用の供与等の承認申請書)

第3条の9 法第11条の14第1項ただし書(同条第2項後段において準用する場合を含む。)(これらの規定を法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額又は合算信用供与等限度額を超えることの承認の申請をする場合は、別記第1号様式の9の申請書によらなければならない。

(特定関係者との間の取引等の承認申請書)

第3条の10 法第11条の15ただし書(法第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項及び第105条第1項において準用する場合を含む。)の規定により特定関係者との間の取引等の承認の申請をする場合は、別記第1号様式の10の申請書によらなければならない。

(共済規程の設定等の認可申請)

第3条の11 法第15条の2第1項又は第2項(これらの規定を法第96条第1項及び第105条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により共済規程の設定又は変更若しくは廃止の認可の申請をする場合は、別記第1号様式の11の申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 共済規程の設定又は変更若しくは廃止の理由書
- (2) 総会又は総代会(定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会)の議事録謄本
- (3) 変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表

第3条の12 削除

(基準議決権数を超える議決権の取得等の承認申請書)

第3条の13 法第17条の15第2項ただし書(法第87条の3第2項(法第100条第1項において準用する場合を含む。)、第96条第1項及び第101条第2項において準用す

る場合を含む。)の規定により基準議決権数を超えて議決権を取得し、又は所有することの承認の申請をする場合は、別記第1号様式の15の申請書によらなければならない。

(役員等の兼職又は兼業の認可申請書)

第3条の14 法第34条の5第1項ただし書(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により役員等の兼職又は兼業の認可の申請をする場合は、別記第1号様式の16の申請書によらなければならない。

(定款変更認可申請等)

第4条 法第48条第2項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の変更の認可の申請をする場合は、別記第1号様式の17の定款変更認可申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 定款変更の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 変更部分に係る新旧対照表

2 前項の変更の内容が、出資1口の金額を減少するものである場合には、同項各号に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 財産目録及び貸借対照表
- (2) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手續を了したことを証する監事の証明書(別記第1号様式の17の2)
- (3) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は出資1口の金額を減少しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

3 第1項の変更の内容が漁業協同組合が漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするものである場合は、同項各号に掲げる書面並びに法第17条第1項の条件を具備すること及び同条第2項の同意を得たことを証する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 漁業の名称、場所及び時期並びに漁獲物の種類を記載した書面
- (2) 事業計画及び経営の方法を記載した書面
- (3) 最近3年間における当該漁業の経営状況を記載した書面
- (4) 財産目録及び貸借対照表

4 法第48条第4項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の軽微な事項等に係る変更の届出をする場合は、別記第1号様式の18の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 定款変更の理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 変更部分に係る新旧対照表

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等)

第4条の2 法第54条の2第3項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の譲渡又は譲受けの認可の申請をする場合は、別記第1号様式の19の申請書によらなければならない。

2 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をする場合は、別記第1号様式の20の届出書に別記第1号様式の20の2の譲渡の公告の手續を了したことを証する監事の証明書を添付しなければならない。

(共済事業の全部の譲渡等の届出)

第4条の3 法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転(以下「共済事業の全部の譲渡等」という。)の届出をする場合は、別記第1号様式の20の3の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 共済事業の全部の譲渡等の理由書
- (2) 総会議事録謄本
- (3) 共済事業の全部の譲渡等の内容を記載した書面
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手續を了したことを証する監事の証明書(別記第1号様式の17の2)
- (6) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は共済事業の全部の譲渡等をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(業務報告書等の提出を延期することの承認申請書)

第4条の4 省令第205条第7項の規定により業務報告書及び連結業務報告書の提出を延期することの承認の申請をする場合は、別記第1号様式の21の申請書によらなければならない。

(縦覧開始を延期することの承認申請書)

第4条の5 命令第49条第2項の規定により縦覧書類の縦覧の開始を延期することの承認の申請をする場合は、別記第1号様式の22の申請書によらなければならない。

(設立認可申請)

第5条 法第63条第1項(第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第105条第4項において準用する場合を含む。)の規定により設立の認可の申請をする場合は、別記第2号様式の設立認可申請書に、法第63条第1項に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 創立総会議事録謄本(別記第3号様式)
- (2) 役員選挙録謄本(別記第4号様式)
- (3) 設立当初の役員の実績の概要書(別記第5号様式)
- (4) 設立経過報告書(別記第6号様式)
- (5) 発起人の資格に関する市町村長の証明書
- (6) 地区の略図

2 前項の場合において、法第63条第1項の規定による事業計画は、別記第7号様式の事業計画書によらなければならない。

(解散認可申請等)

第6条 法第68条第2項(法第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の認可の申請をする場合は、別記第8号様式の解散認可申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 解散の理由書
- (2) 総会議事録謄本
- (3) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

2 法第68条第4項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)、第68条第6項(法第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項若しくは第6項(法第100条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により解散の届出をする場合は、別記第8号様式の2の解散届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 解散の理由書

- (2) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (3) その他参考となるべき事項を記載した書面

(合併認可申請)

第7条 法第69条第2項(法第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)の規定により合併の認可の申請をする場合は、別記第9号様式の合併認可申請書に、命令第50条第1項に規定する組合の合併の申請である場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 合併の理由書及び経過報告書
- (2) 合併契約の内容を記載した書面
- (3) 合併しようとする各組合の総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面
- (4) 合併しようとする各組合の財産目録及び貸借対照表
- (5) 合併しようとする組合が出資組合である場合には、次に掲げる書面
  - ア 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合には、これらの方法による公告)の手続を了したことを証する監事の証明書(別記第1号様式の17の2)
  - イ 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- (6) 合併により存続し、又は設立する組合の定款及び事業計画書
- (7) 従前の地区と合併後の地区との関係を明らかにした図面
- (8) その他参考となるべき事項を記載した書面

(定款変更の届出)

第7条の2 法第84条の7第2項の規定により漁業生産組合の定款の変更に係る事項の届出をする場合は、別記第9号様式の2の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 定款変更の理由書
- (2) 総会の議事録謄本
- (3) 変更部分に係る新旧対照表
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書面

(設立の届出)

第7条の3 法第85条の2第4項の規定により漁業生産組合の設立の届出をする場合は、別記第9号様式の3の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 組合員名簿
- (2) 登記事項証明書
- (3) 定款
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書面

(解散の届出)

第7条の4 法第85条の4第2項の規定により漁業生産組合の解散の届出をする場合は、別記第9号様式の4の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 総会議事録謄本(総会の議決によって解散した場合にかぎる。)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した書面

(合併の届出)

第7条の5 法第85条の5第3項の規定により漁業生産組合の合併の届出をする場合は、別記第9号様式の5の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 合併の理由書

- (3) 定款（合併により設立した漁業生産組合に限る。）
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書面

（清算終了の届出）

第7条の6 法第85条の14の規定により清算終了の届出をする場合は、別記第9号様式の6の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) その他参考となるべき事項を記載した書面

（組織変更の届出）

第7条の7 法第86条の10の規定により漁業生産組合の組織変更の届出をする場合は、別記第9号様式の7の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 組織変更計画
- (3) 組織変更計画を承認した総会議事録謄本
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書面

（子会社対象会社等を子会社とすることの認可申請書等）

第7条の8 法第87条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）（これらの規定を法第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により子会社対象会社又は認可対象会社を子会社とすることの認可の申請をする場合は、別記第9号様式の2の申請書によらなければならない。

- 2 法第87条の2第5項ただし書（法第100条第1項及び第100条の3第7項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き子会社とすることの認可の申請をする場合は、別記第9号様式の3の申請書によらなければならない。
- 3 法第126条の規定により子会社に関する届出をする場合は、別記第9号様式の4の届出書によらなければならない。

（業務又は会計の状況の検査の請求）

第8条 法第123条第1項の規定により組合の業務又は会計の状況の検査の請求をする場合は、検査請求書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 請求日現在における組合員（組合の組合員又は会員をいう。以下同じ。）の数を記載した書面
- (2) 同意書（同意者が記名押印をしたものとする。）
- (3) 請求の理由書

（業務又は会計の状況の検査）

第9条 法第123条に規定する組合の業務又は会計の状況の検査は、知事の職員をして実施させるものとする。

- 2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す別記第10号様式の証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（決議、選挙又は当選の取消しの請求）

第10条 法第125条の規定により総会（創立総会を含む。）の決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求する場合は、取消請求書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 請求日現在における正組合員（組合員のうち議決権及び選挙権を有する者をいう。）の数を記載した書面
- (2) 同意書（同意者が記名押印をしたものとする。）
- (3) 請求の理由書

（共済代理店及び共済計理人に係る届出）

第11条 法第126条第1号の規定により共済代理店設置又は廃止の届出をする場合は、

別記第11号様式の届出書によらなければならない。この場合において、当該届出が共済代理店の設置に係るものであるときは、共済事業の業務委託に関する契約書案を添付しなければならない。

2 法第126条第2号の規定により共済計理人の選任の届出をする場合は、別記第12号様式の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 省令第73条に規定する要件に該当することを証明する書面
- (3) 共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

3 法第126条第2号の規定により共済計理人の退任の届出をする場合は、別記第13号様式の届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 当該共済計理人の退任後においても共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

(書類の経由等)

第12条 法、省令、命令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、主たる事務所所在地を管轄する総合振興局長等を経由しなければならない。

2 第3条の5から前条まで(第9条を除く。)に規定する申請書若しくは届出書又は請求書の提出部数は、正副2部とする。

別記第1号様式から別記第1号様式の3まで 削除

---

別記第1号様式の4 (第3条の5関係)

資源管理規程設定(変更)認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において資源管理規程の設定(変更)の決議をしましたから、水産業協同組合法(第92条第1項において読み替えて準用する)第11条の3第1項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

---

別記第1号様式の5 (第3条の6関係)

信用事業規程設定(変更、廃止)認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

注 合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業規程の設定(変更、廃止)の決議をしましたから、水産業協同組合法(第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項において読み替えて準用する)第11条の5第1項(第3項)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

---

別記第1号様式の6 (第3条の6関係)

信用事業規程の軽微事項等変更届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

届出者住所  
組合名  
代表理事氏名

信用事業規程の軽微な事項等に係る変更をしたので、水産業協同組合法(第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項において準用する)第11条の5第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

---



別記第1号様式の7（第3条の7関係）

信用事業方法書（変更、廃止）届出書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
届出者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

年 月 日開催の理事会において信用事業方法書の設定（変更・廃止）を決議したので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第1号様式の8（第3条の8関係）

地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度の認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

水産業協同組合法（第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項において読み替えて準用する）第11条の7の規定により、組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について次のとおり認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記  
組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度  
円

別記第1号様式の9（第3条の9関係）

同一人に対する限度額を超える信用の供与等の承認申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

水産業協同組合法（第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項において読み替えて準用する）第11条の14第1項ただし書（第2項後段において準用する同条第1項ただし書）の規定により、同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額（合算信用供与等限度額）を超えることの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の10（第3条の10関係）

特定関係者との間の取引等の承認申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

水産業協同組合法（第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項、第105条第1項において準用する）第11条の15ただし書の規定により、特定関係者との間の取引等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の11（第3条の11関係）

共済規程設定（変更、廃止）認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

〔注 合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。〕

年 月 日開催の総会（総代会、理事会）において共済規程の設定（変更、廃止）の決議をしましたから、水産業協同組合法（第96条第1項、第105条第1項において読み替えて準用する）第15条の2第1項（第2項）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の15（第3条の13関係）

基準議決権数を超える議決権の取得等の承認申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

水産業協同組合法（（第100条第1項において準用する）第87条の3第2項、第96条第1項、第101条第2項において準用する）第17条の15第2項ただし書の規定により、基準議決権数を超えて議決権を取得し、又は所有することの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の16（第3条の14関係）

役員等の兼職又は兼業の認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
申請者氏名

水産業協同組合法（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項において準用する）第34条の5第1項ただし書の規定により、兼職又は兼業の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の17（第4条関係）

定款変更認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において定款変更の決議をしましたから、水産業協同組合法（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項、第105条第3項において準用する）第48条第2項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の17の2（第4条、第4条の3、第7条関係）

証 明 書			
この組合は、 年 月 日水産業協同組合法（（第96条第3項において準用する）第54条の4第3項、（第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項、第105条第5項において準用する）第69条第4項において準用する）第53条第2項の規定により、債権者に対する公告及び催告（同条第3項の規定により催告することを要しない場合にあっては、公告）を行ったことを証明します。			
年 月 日			
監事	組合名 氏名	印	
監事	組合名 氏名	印	

別記第1号様式の18（第4条関係）

定款の軽微事項等変更届出書

年 月 日

北 海 道 知 事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

届出者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

定款の軽微な事項等に係る変更をしたので、水産業協同組合法（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項、第105条第3項において準用する）第48条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第1号様式の19（第4条の2関係）

信用事業の譲渡（譲受け）認可申請書

年 月 日

北 海 道 知 事 様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業の譲渡（譲受け）の決議をしましたから、水産業協同組合法（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項において準用する）第54条の2第3項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の20（第4条の2関係）

信用事業全部譲渡届出書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
届出者住所  
組合名  
代表理事氏名

信用事業の全部を譲渡したので、水産業協同組合法（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項において準用する）第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第1号様式の20の2（第4条の2関係）

証明書

この組合は、 年 月 日水産業協同組合法（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項において準用する）第54条の2第4項の規定により、信用事業の譲渡に関する公告を行ったことを証明します。

年 月 日

組合名  
氏名 印  
監事  
組合名  
氏名 印

別記第1号様式の20の3（第4条の3関係）

共済事業全部譲渡等届出書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
届出者住所  
組合名  
代表理事氏名

共済事業（共済契約）の全部を譲渡（移転）したので、水産業協同組合法（第96条第3項において準用する）第54条の4第4項において準用する同法第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第1号様式の21（第4条の4関係）

業務報告書等の提出延期承認申請書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

水産業協同組合法施行規則第205条第7項の規定により、業務報告書（連結業務報告書）の提出を延期することの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第1号様式の22（第4条の5関係）

信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期承認申請書  
年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第49条第2項の規定により、縦覧書類の縦覧の開始を延期することの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

---

別記第2号様式（第5条関係）

設立認可申請書  
年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）  
申請者住所  
組合名  
発起人氏名  
（発起人全員の記名をすること。）

水産業協同組合法（第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項、第105条第4項において準用する）第63条第1項の規定により、の設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

---

創立総会議事録謄本

年 月 日

1	開催公告期日	年	月	日		
2	招集通知期日	年	月	日		
3	開催日時	年	月	日	午前(後)	時
4	開催場所	郡		町		
5	設立同意者	人(うち正組合員資格者				人)
6	出席者	人(うち正組合員資格者				人)
7	閉会日時	年	月	日	午前(後)	時
8	議長	氏名				

決議事項

- 第1号議案 定款承認の件  
(上記について議事の内容を詳細に記載すること。以下同じ。)
- 第2号議案 事業計画承認の件
- 第3号議案 理事及び監事選出の件
- 第4号議案

上記の総会の内容は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

議長 氏名  
出席発起人 氏名

以上原本により謄写しています。

年 月 日

発起人代表 組合 氏名 印

別記第4号様式（第5条関係）

役員選挙録謄本

1	投票日時	年	月	日	午前（後）	時
2	開票日時				午前（後）	
3	選挙会場	年		町		
4	選挙に係した者の氏名					
	(1) 選挙管理者	氏名				
	(2) 選挙立会人	氏名				
5	理事選挙					
	(1) 選挙すべき理事の数			人		
	(2) 投票した選挙人の総数			人		
	(3) 投票総数			票		
	有効投票数			票		
	無効投票数			票		
	(4) 得票数					
	氏名			票		
	(以下得票者全員について記載すること。)					
	(5) 当選者及び次点者					
	理事	氏名				
	次点	氏名				
6	監事選挙					
	(1) 選挙すべき監事の数			人		
	(2) 投票した選挙人の総数			人		
	(3) 投票総数			票		
	有効投票数			票		
	無効投票数			票		
	(4) 得票数					
	氏名			票		
	(以下得票者全員について記載すること。)					
	(5) 当選者及び次点者					
	監事	氏名				
	次点	氏名				
以上のとおり選挙のてん末について記録します。						
	年	月	日			
以上のてん末は、事実相違ないことを証明します。				選挙管理者	氏名	印
	年	月	日			
				選挙立会人	氏名	印
				同	氏名	印
以上原本により謄写しています。						
	年	月	日			
				発起人代表	組名	印
					氏名	

## 別記第5号様式（第5条関係）

## 設立当初の役員の内歴の概要書

役員の種類	氏名	年齢	住所	漁業の経営 日数又は従 事日数	本人の主な 漁業経営 (従事)種類	公職等の 経歴の概 要	競争関係 の有無
組合長							
理事							
同							
同							
同							
同							
同							
監事							
同							
同							

## 別記第6号様式（第5条関係）

## 設立経過報告書

年月日	事項	摘要
年 月 日	設立発起人会	場所 参集発起人 人
年 月 日	設立準備会開催公告	
年 月 日	設立準備会	場所 議長氏名、定款作成委員 人 参集者 人 選任
年 月 日	創立総会開催公告	各掲示板利用 設立同意者には個別に通知
年 月 日	創立総会	場所 議長 氏名 参集者 人
年 月 日	設立認可申請書の提出	



1 地区内の組合員資格者及び当初加入者の数

- (1) 正組合員の資格を有する者
  - ア 漁民
    - (ア) 漁業経営者 人（うち当初加入者 人）
    - (イ) 漁業従事者 人（うち当初加入者 人）
  - イ 漁業生産組合 組合（うち当初加入者 組合）
  - ウ 漁業を営む法人 法人（うち当初加入者 法人）
- (2) 准組合員の資格を有する者
  - ア 漁民 人（うち当初加入者 人）
  - イ 漁業を営む法人 法人（うち当初加入者 法人）
  - ウ 水産加工業を営む者
    - (ア) 個人 人（うち当初加入者 人）
    - (イ) 法人 人（うち当初加入法人 法人）
  - エ 漁業協同組合 組合（うち当初加入組合 組合）

2 事業組合

事業名	初年度		3年後	
	算定基礎	取扱金額	算定基礎	取扱金額
1 信用事業				
(1)貯金				
(2)貸付金				
2 購買事業				
3 販売事業				
4 製氷、冷凍、冷蔵事業				
5 利用事業				
6 指導事業				
7				
8				

3 資金の調達及び運用計画

調 達			運 用		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
1 出資金	円		1 固定資産	円	
2 貯金			土 地		
3 借入金			建 物		
4			2 貸付金		
			3		
合 計			合 計		

4 収支計画

収 入			支 出		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
合 計			合 計		

別記第 8 号様式（第 6 条関係）

解散認可申請書

年 月 日

北 海 道 知 事 様  
（ 総合振興局長、

振興局長）  
申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合解散の決議をしましたから、水産業協同組合法（第96条第5項、第105条第5項において準用する。）第68条第2項又は（第100条第5項において準用する）第91条第2項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第 8 号様式の 2（第 6 条関係）

解散届出書

年 月 日

北 海 道 知 事 様  
（ 総合振興局長、

振興局長）  
届出者住所  
組 合 名  
清算人代表氏名

年 月 日に組合を解散しましたので、水産業協同組合法（第96条第5項において準用する）第68条第4項、（第96条第5項、第105条第5項において準用する）第68条第6項又は（第100条第5項において準用する）第91条第4項（第6項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第9号様式（第7条関係）

合併認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、 振興局長)

申請者（合併する組合） 住所  
組合名  
代表理事 氏名

（合併される組合） 住所  
組合名  
代表理事 氏名

注 合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合合併の決議をいたしましたから、水産業協同組合法（第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項、第105条第5項において準用する）第69条第2項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

注 合併により新たに組合を設立する場合は、次に掲げる書面を添附すること。

- 1 設立委員の資格調書
- 2 役員経歴調書
- 3 設立委員会決議謄本

別記第9号様式の2（第7条の2関係）

定款変更届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、 振興局長)  
届出者住所  
組合名  
代表者氏名

定款を変更したので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第9号様式の3（第7条の3関係）

設立届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、 振興局長)  
届出者住所  
組合名  
代表者氏名

年 月 日に組合を設立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第9号様式の4（第7条の4関係）

解散届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、 振興局長)  
届出者住所  
組合名

清算人代表者氏名

年 月 日に組合を解散したので、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第9号様式の5（第7条の5関係）

合併届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

届出者住所  
組合名  
代表者氏名

年 月 日に 漁業生産組合を存続組合（設立組合）として、  
漁業生産組合及び 漁業生産組合が合併したので、水産業協同組合法第85条の  
5第3項の規定により届け出ます。

別記第9号様式の6（第7条の6関係）

清算終了届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

届出者住所  
組合名  
清算人代表者氏名

年 月 日に組合の清算が終了したので、水産業協同組合法第85条の1  
4の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第9号様式の7（第7条の7関係）

組織変更届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

届出者住所  
株式会社名  
代表者氏名

年 月 日に 漁業生産組合を株式会社に組織変更したので、水産  
業協同組合法第86条の10の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第9号様式の8（第7条の8関係）

子会社対象会社等を子会社とすることの認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

水産業協同組合法（第100条第1項において読み替えて準用する）第87条の2第  
4項（第6項において準用する同条第4項）の規定により、次の会社を子会社とす  
ることの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 会社の住所・名称
- 2 会社の主な業務内容

別記第9号様式の9（第7条の8関係）

引き続き子会社とすることの認可申請書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

申請者住所  
組合名  
代表理事氏名

水産業協同組合法（第100条第1項において準用する）第87条の2第5項ただし書の規定により、次の会社を引き続き子会社とすることの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 会社の住所・名称
- 2 会社の主な業務内容

---

別記第9号様式の10（第7条の8関係）

子会社に関する届出書

年 月 日

北海道知事様  
( 総合振興局長、

振興局長)

届出者住所  
組合名  
代表理事氏名

次の子会社が水産業協同組合法第126条に規定する子会社に該当するので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 子会社の住所・名称
  - 2 子会社の主な業務内容
  - 3 届出事由
  - 4 設立委員会決議録謄本
-

別記第10号様式（第9条関係）

（表）

（裏）

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">所属 職氏 名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">水産業協同組合法第123条に規定する 検査を実施する職員の証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道知事 印</p>	<p>水産業協同組合法抜粋 （業務又は会計状況の検査）</p> <p>第123条 組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>3 行政庁は、第11条第1項第4号若しくは第12号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、第97条第1項第2号又は第100条の2第1項第1号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>4 行政庁は、組合員に出資をさせる組合（第130条第1項第40号において「出資組合」という。）（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。</p> <p>5 行政庁は、前各項の規定により組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等、信用事業受託者又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>6 前項の検査については、前条第4項の規定を準用する。</p>
--	---

縦 9センチメートル  
横 5.5センチメートル

別記第11号様式（第11条関係）

共済代理店の（設置、廃止）届出書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

次の共済代理店を（設置、廃止）するので、水産業協同組合法第126条第1号の規定により、届け出ます。

記

代 理 店 名  
代 表 者 職 氏 名  
代 理 店 の 所 在 地  
（ 設 置 、 廃 止 ） 理 由  
（ 設 置 、 廃 止 ） 予 定 日  
主 たる 業 務 内 容

---

別記第12号様式（第11条関係）

共済計理人の選定届出書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

次の共済計理人を選任したので、水産業協同組合法第126条第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

共済計理人氏名

---

別記第13号様式（第11条関係）

共済計理人の退任届出書

年 月 日

北海道知事様  
（ 総合振興局長、 振興局長）

申請者住所  
組 合 名  
代表理事氏名

次の共済計理人が退任したので、水産業協同組合法第126条第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

共済計理人氏名